

令和3年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和3年3月17日 午前 9時30分 開議

2. 令和3年3月17日 午後 1時43分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

7番	河上真智子	8番	黒田員米
----	-------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
会計管理者	石田卓己	総務課長	大木一恵
税務課長	亀山勝則	企画課長	片岡昭彦
協働推進課長	河内啓一郎	住民課長	小谷条治
福祉課長	奥野充之	保健課長	石井瑞枝
子育て推進課長	石井純子	農林課長	山口文亮
建設課長	岡本一志	水道課長	高見知之
教委事務局長	富士本里美	定住促進課長	岸本久夫

10. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第1号 請願審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第1号 請願審査報告について

採択

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、河上真智子君、8番、黒田員米君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをいたします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

前日も最初のときに番号を間違えてしまいました。今回もまた9番になっていたことがつい頭から消えてしまっていました。

早速、通告に基づいて質問をいたします。

1つ目の質問は、小学校再編統合問題に関連してです。

私は、加賀中学校のときの統廃合問題のことを頭によみがえらせながら、それとの比較で少し感想を交えた形で質問をしようと思います。

特に前回、中学校のときは、教育委員会主導の各地域の説明会が行われました。このときは、実質、加賀中学校一校の結論に理解を求める、納得を求めるというのが主な内容の説明会だったように思います。そういうことも頭にそれで町民の中にも残っていたと思うんですが、いずれにしても学校の統廃合問題は、全国的にも中山間地の過疎高齢化、人口

減少から生まれた負の側面から生じた問題です。町内各地のこの問題は、将来にも関わる切実な課題だというふうに思います。ですから、答申案づくりの過程からスタートし、検討委員会、魅力ある学校園を考える会が立ち上げられたことで、小学校再編、統合問題の新たな局面を今迎えて、それが進行しつつありますが、いずれにしても、町民が議論に幅広く参加し、議論を尽くす、そして合意、納得をつくり出していく、その過程が今始まっているのだというふうに受け止めています。

先日も、一定の立場のある方からこんなことを聞かされました。小学校の再編統合問題、この問題での町議会の議論は聞こえてこないが、確かにこの本会議等の議会の場でこれを取り上げた論議というのは全員協議会等で経過報告を聞かせていただく程度ですから、公のこの場での論議は確かにそう見られても仕方がないかもしれません。それはしかし、一方で、検討委員会が進んでるその中で直接住民との間でしっかり論議をしていく過程、これが今主な側面になっているということでもあると思います。私も、でも改めて一般質問の機会に住民の皆さんの素朴な感想も含めてこの場で提起をして、町長の答えというよりも、町長の受け止め方を聞かせていただこうと思います。

1つ目、委員会に参加した方の話です。統合問題でもう結論が出ているように思えた。これが1回目です。あと、論議の中心は何校を残して、どこに置くか、学校を設置するか、このことが焦点になっているというようにその方は感想を述べられました。答申尊重、これを踏まえるのも本当に大切なスタート点ですが、住民各層間の議論の広がりや深まり、これを求めるためにもう少し論議の工夫が必要かなというふうに思っていたのですが、今議会の当初の全員協議会で議会選出の委員のほうから魅力ある学校園を考える会の中間的な報告がありました。ここでは、相当参加者がしっかりと意見が出せるような場をつくるという工夫がなされていました。これはですから、通り一遍の事務的な論議じゃなくって、住民参加の下で論議が進む可能性を今回は持っているなというふうに思いましたが、このあたりの論議の在り方についてリーダーシップを取る立場にある町長の様子をまず最初に聞かせていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

改めましておはようございます。

9番、日名議員の学校問題、答申の尊重を踏まえた新たな手だてはどうかという御質問かと思えます。

この中学校の統廃合のときには、私もちょうど教育委員会におりまして、そのこともやっておりました。いろんな大変な中で今の加賀中学校ができたというふうにも思っております。また、小学校は中学校よりもより一層地域に根差したものであるために、大変なことだと率直に思っております。ただ、その必要性はしっかりと論議された中であるというふうにも受け止めております。

令和2年3月に吉備中央町立小学校等の適正配置に関する検討委員会によりまして、答申書が提出されました。その中では、小学校については複式学級を解消し、令和7年度を目標に3校以下に再編統合するというような指標が示されました。

答申尊重を踏まえた新たな手だてといたしましては、現在地域の代表者や保護者等で組織をしていただきました魅力ある学校園を考える会を設置をいたしまして、小学校やこども園の校数や設置場所についても協議を進めているところでございます。ただ単に学校や園の数を考えるということだけにとどまらず、まずは子供たちがどのような教育環境、学校で、内容でこれからするのがいいのか、そこを重きにお願いしますと私は伝えております。そうした将来のすばらしい学校をイメージすることによって、おのずと場所、それから3校以内という校数、数が決まっていくものだろうと期待をしております。重ねて言いますが、考える会におきましては、未来の学校は子供たちにとってどのような学校がいいのかというのをまずはしっかりと研究していただきたいという思いでございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

今、町長のほうから学校の数とか場所に絞り込んだ論議というよりも、これから統合再編されてできる学校の中での教育、これがどういうふうな教育の内容なのかという、そこに焦点を向けた論議をしていきたいというようなことを答えられました。私も、全くそうだと思います。

それとの関連で2つ目の質問ですが、住民の中にはこういう声もあります。私の母校は複式学校だった、複式学級が主な学校だった、でも非常に楽しい小学校時代だったというふうに言われた方がありました。それから、これはまた別の学校の御父兄ですが、小規模、分校からの子供たちもいたが、非常に元気で結構優秀だったよというふうな話もされ

ていました。それから、これは教職の職歴を持っている方ですが、分校からやってきている子供たちは指導が非常に行き届いていた、優秀だったというふうな話も聞かされました。ですから、小規模イコール悪、否定というんじゃなくて、小規模は小規模なりのよさもあるし、そして一定の数が確保された学校はそれなりの特徴がある。そういう意味では、小規模学校のメリット、デメリットもしっかりと掘り下げた論議が必要ではないかという意味で、こういった議論の内容が進められるようにリーダーシップを取っていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かに小規模校につきましては、メリット、デメリットがございます。私も決して大きな学校で教育を受けたわけではございません、下竹小学校という。そうした中で、確かにメリットはございました。小規模校につきましてのメリット、デメリットにつきましては、検討委員会で私もその議事録を少し目を通しましたけど、しっかりと検討されておられます。そうした意味では、答申内容をしっかりと尊重し、これに当たっていくのが筋だろうと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

よろしく申し上げます。

3つ目に質問させてもらおうと思うのは、コロナ禍を経て、やっと国段階でも少人数学級、これがこの間の、ここ一、二年の経験の中から国もやっと動き出したという傾向が見られます。改めて少人数学級の実現、そしてその中で行われる教育というのが、子供たちの多様性をしっかりと認める、一人一人の児童の存在感を重んじる教育が重視されてきているというふうに私は肯定的に受け止めています。

行き過ぎた切磋琢磨論、切磋琢磨というのは聞こえはきれいですけれども、競争主義にも陥りやすい、そういう面もあります。そういう競争で打ち勝つかどうかというのと成績が上がらんかったら、また実力が伴わなかったから、おまえしっかりせえという自己責任の傾向を強めてしまう。ですから、行き過ぎた競争主義あるいは管理主義の教育、そのこ

とが改めていじめ、不登校問題との関連でも真剣に論議されている、これが今の現状だと思います。

そういう意味では、こういった現在の学校教育の中で起こっている負の側面、改めて今住民が求めている学校、これがどういう学校を求めているのか、今の教育全体のこととの関連でもしっかり論議をする必要があるんじゃないかと思います。そういったあたりでも町長のリーダーシップをぜひお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほども言いましたとおり、児童数が減ったから、ただ単に学校を集約すればいいんだというような考えではございません。吉備中央町の子供たちにとってどのような学校がいいのか、またどのような内容の教育がいいのか、その辺を今しっかりと新しい会によりまして先進地の視察であったりとか、いろいろ勉強していただいております。そうした中で将来の吉備中央町の小学校のある程度の姿が提示されるものだろうと考えております。それを時間を明日までとかあさってまでとかというんじゃなくて、しっかりと練っていただいて、その方向性を見いだしていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ぜひそういう方向でよろしく願いいたします。

ところで、もう一つ、これがある意味では非常に重大ですけれども、切実な課題と思うんですが。最初に言いましたように、学校再編統合というのは地域の先細り対策です、結果的に。ですから、基本的には地方の活性化、これをどう取り戻すかということと論議をして初めて学校のこれからのありようについても展望が開いてくるんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、学校統廃合だけでなく、地域の再生、活性化の論議と併せて論議を進められる場も、または引き続き提起もしていただきたいと思うんです。特に今年は総合計画なんかの見直しをされている時期ですし、幾つもの基本政策がつけられています、基本的には地方の活性化、地方といってもこの地域は農村ですから、農村地域の再

生、これが非常に重要な視点だと思います。

そうすると、一地域だけの問題ではなくって、国の政策とも密接に関連してくる、そういう非常に大きな課題だということもそれなりに考えられますけれども、でもそこと結んで論議をしていかなかったら展望が開けないということもあると思います。改めてそれとの関係では住民の中にこんなふうな傾向もあります。

1つは、学校のないところに移住者は来ないのではないか。それから、こう子供が減ったら学校の再編統合も仕方がないと。しかし、かつてこういう努力をしたことがある。複式学級を回避するために出ていった若者を呼び戻す、そういう取組をこの地域ではしたことがあると、そういう話も聞きました。改めて今町内にそういう動きを組織だってできるところというのはなくなっているのではないかなと、それだけ地域の力が後退してしまっているということですから、そういう現実と同時に、大きな展望を持ちながら取り組んでいくという、この視点が欠かせない。そうしないと先細りに身を任せてしまうということになりかねないというふうに思うんですが、どうでしょうか。どう思われますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も、かねてより学校、特に小学校については地域のコミュニティーの中核といたしますか、よりどころというふうに考えておりました。なるべくなら、地域の核である小学校は存続すべきというような思いでずっと町政に当たらせていただいております。しかしながら、答申でもありますように、現実に年間生まれる子供が50人を切ると、もう40人も切るというような状況もしっかりと現実を見て、今後のことも考えざるを得ないというような状況になってきております。

そうした中で複式にならないような地域の協力、これも大切でございます。ただ、あのときは1校の1クラスとかというような単位でございました。しかし、今後はほとんどの学校でそのようなことが発生すると、また以前とは状況が全く異なったものでございます。

そうした中で、今、仮に学校がなくなったときのこと等も併せて、魅力ある学校園を考える会には地域づくりの代表にも入っていただいております。そのことも踏まえてのいろんな協議がなされて、その中でふさわしい形がまた提示されるものと期待をしております。

す。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

今、町長が言われたように、この論議が最終的に政治決着のような形でまとめられたというのではなくて、これからの地域の在り方、学校のありようをしっかりと展望しながらいい結論が出ることを願うということだと思います。お互いに機会のある場所で、そういう方向で論議に参加していきたいというふうに思います。

ところで、大きな2つ目の質問に移ろうと思います。

今、デジタル社会実現に向けて国会ではデジタル設置法、さらにはその関連法の審議が急いだ形で始まりました。その中では、地方自治の侵害、個人情報がないがしろにならないか等の批判的な見解も含めてマスコミで報道が今目立ち始めています。今の様子からいけば、これは国会での対決法案になっていく可能性もあるし、見せ始めているなというふうに思いました。

ところで、これに先立って、昨年5月末に成立して、9月施行された国家戦略特区法に基づくスーパーシティ法、これに基づいて吉備中央町は公募を表明をされました。その後、地元説明会も含めて協議会も3回開かれて、鋭意作業が進んでいるのは、昨日も報告にあったとおりです。改めて、県議会にも夢いっぱいのデジタル田園都市モデル、産学官の連携で未来型シティの創出実現を求める陳情書等も出されている、これも県議会で採択されたというふうに聞いています。

こうした中で、私は12月議会でデジタル社会、特にとりわけ吉備高原都市を対象として進んでいるスーパーシティ問題について好奇心も一方では持ちながらも、警戒心も持たざるを得ないというふうな立場から質問させていただきましたが、今の傾向からは警戒心がどんどん強まってきているというのが私の感想なんです。

町長も昨日の一般質問あるいはその他のところで答弁の中に、サービスを楽しむためには個人データの共有が前提となると、当然個人情報の適正管理、セキュリティーの確保にも万全を期さねばならないと思っているというのが12月議会での町長の答弁でした。私は、この見解というのは良識的な見解だというふうに思いました。が、昨日の同僚議員の関連質問には、国の基準に従ってという新たな説明をされたんです。これは課長の口から出た言葉なんです。

それから、もう一つ、施政方針の中で町長は、スーパーシティー構想との関連で大胆な規制改革をという言葉が使われました。これは、今国で進んでいる動向と軌を一にしているんです。そういう意味では、私が思っている危惧というのは、今の指摘から一層強まってきたというふうなことなんです。だから、改めて国会も含めて議会がこの問題に対してしっかりチェック機能も果たさなければならない、そういう状況になっているのではないかと思います。

改めて質問として、まず国会に提出された、新聞報道によると、その法案の中には45か所の誤りがあったと、文章の小さな誤りだと思んですけど。要するに大急ぎでつくられたと、しっかり検討も吟味もされてないまま出されたような、そういうデジタル関連法案だというふうにも思いました。そういう動きに対して、法律家のネットワーク、警戒心を持って対応しなければならんときにはこの法案の撤回、修正も求めていくというような動きも報道されています。そういった観点から、新たな問題が地域だけでなく国の動向との関連でも浮かび上がってきているという、こういう状況を町長はどういうふうに受け取られておられるか、まず最初に一般的な認識を聞かせていただこうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

デジタル改革等についての御質問でございますが、デジタル改革関連法案が閣議決定をされたことによりまして、私は今後デジタル社会化が加速することになるとは思っております。そうした意味では、町といたしましては国としっかりと相互連携をしつつ、情報システムの強度化や、また集約の推進等でございますが、デジタル技術の必要に応じて活用を推進するようなことになると思います。そうした中で、吉備中央町におきましても、中山間の町ではございますが、より都市並みのサービスが受けれて、より住みやすい町にやっっていくということも大事だろうと考えております。

また、吉備高原都市に今現在進めておりますスーパーシティー構想におきましては、2030年頃に実現されるであろう社会を先行実現して住みやすい町にするというものでございます。そうした中で、多くのデータを横並びに使いまして様々な課題解決に向けて進むというものです。その中で、課題解決を進めるためには、規制改革もある程度解除していただいて進めなければならないものも多くございます。そうした中で、プライバシー

保護と規制改革は別の問題です。何かをするときには規制改革をしないといけないということはあります。ただ、データ管理をする上でプライバシーがある程度保護されないといけないというのも十分把握しております。今後、新たなサービスを享受するためには、何らかのプライバシー保護と申しますか、そういうデータの提供が必要となりますので、そこはしっかりデータ管理をするというシステムの構築が必要だろうと思います。また、専門家の力を借らないと当然できません。また、それを享受するのも強制ではなく、ある程度個々の理解の下に参加していただくという考え方も当然必要であり、その方針をスーパーシティでは取ろうと思っております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

非常に大切なというか、微妙なところなんです。というのが、プライバシー保護の権利と、それからデータを集めていくという作業、これがある意味では微妙な関係になるわけですね。新聞報道なんかで見ますと、デジタル法案審議入りということで、弱者支援や個人情報に懸念が生まれているとか、あるいは目的外利用、骨抜きにされるおそれというふうな見出しになっている。もう少しその中身を詳しく引用してみますと、法案には現在行政機関、独立行政法人、民間のそれぞれを対象に個別法がある、個人情報保護制度の一本化が含まれている。もう多分荒げてしまう。行政の長が事務や業務の遂行に必要と判断すれば本人の同意なしに取得した目的以外にも情報を利用、提供できる規定も盛り込まれている。拡大解釈によって、目的外利用、提供に個人の同意が必要との原則が骨抜きにされるおそれがある、こういう指摘をされてます。

個人的な名前を上げてそういったことを指摘されているのは、元行政機関など個人情報保護法研究会の委員をされてる三宅弘弁護士等も同様の見解を述べられて、監視社会を加速させるのではないかと。その中には小見出しでこんなものもありました。警察が無制限に使うことができる。こういう危険な部分も側面も見せ始めているというのは、今の状況なんです。

ですから、一般的にプライバシーと、それからデータ管理、これは矛盾しないどころか、もう一本化されて、それを一まとめにしてトップが判断をすればそのデータが、情報があちこちで利用される。スーパーシティに限らず、これからのデジタル社会では情報をしっかりと集めて、そしてそれを企業が企業活動に利用していこう、そういう道を開こ

う、これも今の国会で進んでいる関連法の一つの重要な狙いであるということも明らかになってきていると思います。

そういった意味では、もう一度念押しで町長の問題意識を喚起していきたいという意味も含めて見解をお聞かせ願いたいと思います。私がそういう報道も出てきているよ、それをどう思われますかという意味です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

デジタル関連法案とスーパーシティの考え、若干異なると私は解釈しております。デジタル関連法案につきましては、そういうような危惧される声も聞きますので、これが実際に下りてくるときにはしっかりとそれを注視しながら、少なくとも首長が勝手に云々くんぬんというようなことはあってはいけませんので、関連法案につきましてはその都度しっかり研究しまして、取り組むかどうかというのは図っていききたいと思います。スーパーシティ関連の事業とはまた違う分野だと少し思っております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

私自身も、デジタルというのは非常に弱いんです。スマホ自身もまともによろしく使わんと、パソコンに向かっているような格好しているけれどもせいぜいワープロの域を出てないような、そういう状況なんです。ですから、AIだとかという言葉が出たときに、これはどういう意味かなというふうにも最初は思いました。

改めて、協議会、スーパーシティ推進の協議会に参加させてもらって幾つか資料をいただきましたので、その中に図式化されているのをこれはどういう意味かなというので一つ一つ、一つ一つというんか、眺めながら、イメージを湧かせるのに苦労したんですが。やっとスーパーシティが都市OS、データ連携基盤をまずつくる、これがなかったら物事は進まない。そのデータ連携基盤というのは、個人生活から吉備中央町の持つ情報から、健診、介護情報から、病院からも診療情報が集まって、国からも、言わば何層にもいろんな情報がその下に組み入れられていく、そういう基盤を一つつくる。ただし、それをどう活用するかという点では、町長からも説明がありましたように、課長も言われ

てましたが、住民説明会でも言われてました、オプトンというような言葉を使って。住民合意、合意がないのに進めない、確かにそういうはっきりしたことを提起されてます。

私は、それがこういう部分と重なって理解がやっとできたんです。いうのは、実際にあそこでサービスの内容を工夫されているのは、作り出しているのは、企業の方々です。企業的な発想でいいますと、自分のところの店に来てほしい、でも初めから買う気がない人には来てもらわんでもいいよというような感覚さえここから読み取れるんです。ですから、改めてここから生み出されるサービスというのが、本当に広く公共自治体、地方自治体が住民に平等に提供できるというよりも、受け手があるところにだけ提供したらいいというふうな発想になるとすれば、せつかく町を挙げて取り組んでいく値打ちが半減しないかという一つはそこで理屈上の疑問を持ちました。要はデータ連携基盤整備事業、そのことが民間に委ねられて、そしてその情報を基に新たなサービスをつくって提供していく、この事業主体は民間なんだということをしつかりと抑えながら対応していくことが自治体には求められるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これはあくまでも、そこにいる地域の方々の課題を解決するためが目的でございます。決して、企業のためではございません。

それともう一つ、オプトインの方式、これは企業が出したものではなくて、スーパーシティー構想そのものにおいてこういうことで取り組みなさいというものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

町長の持つておられる見識というのはよく分かるんです。住民が買物にも行きにくい、病院にもなかなか行かれない、足がない、そういう中で何とかサービスをつくり出せないか、そういう行政庁の長として良心的な立場からものを見られている。それにスーパーシティーが持っている可能性を引きつけていろいろ構想されているんだと。そういう意味では、私はある意味、好奇心、肯定的な関心も持っているんです。そこで実現されるサービスは本当に住民にとって利便性が確保できるのであれば、それはいいことだというふうに

思うんですが。一方で、無制限に情報が利用される、まさにそれが全国的に見れば監視社会にもつながりかねないというところに対しての危惧は、これは吉備高原だけの限られた問題じゃありませんので、根底に持ち続けざるを得ないというふうに思います。

改めて、いずれにしてもまだ論議は始まったところですから、国会でも、これからの動向をしっかりと見ながら、私自身も関心を持ってみながら、いろんな場所で町長に警戒的な意味も含めて意見を提起し、感想を求めていこうと思います。今日は結論の時期じゃありませんので、そういう危惧を持つてるから、そういう意味合いからも注視してほしいというお願いをして、この点の質問は終わりたいと思います。

3つ目に、男女参画社会の問題が森発言以降一気にクローズアップされた、マスコミでも注目されたということですが。

ちょうど、今、吉備中央町も人事が行われている最中だと思うし、もう頭の中では結論は出てるんだと思いますけれども、改めて意思決定の場所に女性をどれだけ登用するかというのが一つの指標になっています。そういう意味では、今回の人事もどこまで男女共同参画社会の目標実現に向けた庁内人事が考えられているか。その意味では具体的な内容を今発表せえということではありませんが、そのことがどう貫かれようとしてるかということを一一般論として、方針としてまずお聞きし、発表ができるところぐらいまで、例えば人数等がここまで進みそうだという可能性があるのなら、それはそれで現実的な課題として教えてほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

日名議員お尋ねのジェンダーの平等、男女共同参画の御質問でございますが、その中でも人事ということでございます。なかなかこの時期は人事がどこもされとるんで詳細には申し上げることはできませんが。いずれにしても人事の基本といたしましては、性別等々にとらわれることなく、職員の能力や本人のそれぞれの意向もある程度勘案して、適材適所に職員を配置することを第一番に考えて人事をさせていただいております。

参考までに本町の一般行政職員の男女別職員数を少し報告いたしますと、男性が91名、女性が53名であります。職位ごとでは、課長級では男性が11名、女性が4名、これは率にしますと26.7%、参事級では男性が4人、女性が1人の20%の割

合でございます。そして、課長補佐級では、男性が20名、女性が5名、こちらも20%でございます。また主幹級では、男性が11名、女性が9名の45%となっております。その下の主査級以下では、男性が45名、女性が34名というような内容になっております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

職員の年齢構成等もあって、だんだんと女性が占めている立場というんか、広がっていつてる傾向もありますけども、これが政策的に平等に、または女性の参画を進めるという方向で進められるかどうか、ここが肝腎なところだと思います。

一般論として、国の総理大臣でも大臣を適材適所というふうに言います。その適材適所、ほんまなのというような人がなってることだって多いわけで、そういう意味では適材適所というのは一般論としてはそのとおりなんですけど、本当にそういう立場から性別でなくって、本人の資質、そういうのをしっかり見抜きながら人事を進めていただきたいと思います。

そういう意味では、先ほどの率が、これが近隣の自治体と比べてどんなんでしょう。平均的なところでしょうか。特に吉備中央町が落ち込んだり、進んでるといふ際立ったところも見受けられるでしょうか、傾向を知るといふ意味で。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

よその比較は今時点では資料を持ち合わせてございませんが、ただ、少なくともこの数年におきましては、管理職におきまして、女性だからというのではなくて、能力的に登用する中で、現実このように4名というようなことになっています。それは、今までなかったことではなかろうかと私は思っております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

そういう意味では、本当の意味での適材適所、男性女性の差別、区別なく、能力をしっかりと生かして、そして町民にしっかりと貢献していくという、そういう役場を実現していただきたいということをお願いして、私の質問を終わろうと思います。

○議長（難波武志君）

これで日名義人君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

5番、山崎誠でございます。指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。マスクも外してさせていただきますので、正面にはアクリル板も設置されておりますし、よろしく願いいたします。

今回の質問は3点でございます。1つはコロナのワクチン接種体制について、2つ目は小学校の適正配置について、特にこれは学校区での説明会はどうするのかということでございます。それから、産廃処分場の計画があるやに聞いておりますので、その点について、3つ、一問一答でお尋ねをしたいと思います。

まず、コロナワクチンの接種でございますけれども、幸い皆さんるる述べられているように、全国ではまだ感染は治まっておりませんが、吉備中央町ではいまだ一名も出ていないということで、町民皆さんの御協力、それから予防等々に大変御尽力をいただいていると、このように思います。

今現在、高齢者の方々とお話ししますと、感染の心配はもちろんあるんですが、ワクチン接種はどのようなことになるんだろうかということで、いろいろお話が多々出ております。町長冒頭の所信表明でこの概要に触れられましたし、それから昨日は同僚議員から細かい接種体制の質問もございました。できるだけその質問と重複しないように質問をいたしますけれども、町長も述べられているように正確な情報というのがこういう場合特に大切でございますので、重複する部分がもしあるとしたらお許しをいただきまして、質問に入りたいと思います。

それから、もう一つ、ちょうど1年前を思い出しますと、1年ほど前から始まったわけですが、副作用と副反応というのはいろんなマスコミでも半々ぐらいだったんですけども、最近はまだ副反応ということで何かいろいろマスコミ等々で主流になっておりますけれども、私は何か違和感があるし、語源的に少し自分の意見もありますので、申し訳な

いですが、副作用というふうに使わせていただきたいと思います。

まず、ワクチンの接種の開始時期であります。昨日の質問、答弁でまだワクチンの供給体制がはっきりしないので未定であるということでした。マスコミ報道を見ますと、日々微修正が行われておまして、ワクチンの供給について、3月の終わりには4月12日から総理大臣は65歳以上の接種を開始すると言っていたんですが、今日の最新の新聞、ニュースを見ますと、4月中旬以降に全高齢者に対象を広げるというふうになっております。そのことも含めて、昨日の答弁ではそういうワクチンの供給体制がはっきりしないので未定であるという答えでしたけれども、1日しかたっておりませんが、大体何月頃から始まる、あるいは何月頃の前半あるいは後半頃には始まるというような大まかな日程もまだ不明なのでしょうか。まずお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、5番、山崎議員のワクチン接種の開始時期についての御質問でございますが、国から県へのワクチンの配分が4月5日から始まりまして、4月12日より高齢者向け接種を開始するよう計画が示されておりますが、これもなかなか定かではございません、今のところ。

そうした中で、吉備中央町にワクチンが、それも予定している1,500人分がいつ来るのかというのは、今のところ提示はなされておられません。それが現状でございます。

また、途中、県から4月に供給予定の、県に来る22箱をどのように各市町村に配分するのかということにつきましても、まだ明らかではございません。

そうした中で、町のほうの意見としましては、中途半端なワクチンの配布は困りますと、ある程度こういう人数によって、こういうところまでは接種できると、そういう区切りのものでぜひ願いますという要望は出しております。

結論からいたしますと、いろいろニュースではございますが、今時点で吉備中央町にワクチンが何日にきちっと何本来るというようなものは県からは伺っておりません。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これは町の責任ではなくて、国あるいは県のワクチンの供給体制ということで、いまだ

未定ということで、未定というふうに言わざるを得ないということだろうと思います。できるだけ早く分かりましたら町民の皆さんにお知らせをいただきたいと、このように思います。

2番目の接種の順序、これはいろいろなところで報道されておりますし、昨日も答弁の中で医療従事者、現在先行接種されておりますけども、その後に65歳以上の高齢者、基礎疾患のある人等々というふうな順番でいくというふうなお答えがありました。対象者数も昨日の聞き取り、答弁では4,473人、65歳以上というふうなお答えもございましたが。

2番目の質問でお尋ねしたいのは、仕事上、高齢者施設なんかで働いていらっしゃる、あるいは接触する機会の多い65歳以下の関係者の方はどのような順序になるのかということと、先日来案内が65歳以上の町民に送られておりますけども、今後予約の接種券とクーポン券を出すというふうになっておりますが、これに入院しているとか何かの事情で気づけなかった場合は、本人が気づけなかったから悪いということなのか、それとも行政上何かのフォロー、届いてますかとかというようなことはやられるのかどうか、そこをお答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

ワクチン接種の順位でございますが、並行してとかという話も出ておりますが、今のところ順番としましては、医療従事者、65歳以上の高齢者、それから65歳未満の基礎疾患を有する人、高齢者施設等の従事者、60から64歳、それ以外の人という接種順位にはなっております。ですので、その間で県ともワクチン体制確保協議会という県全体での話し合いを持つ場を毎週持っておりますので、その中で今後順位等が決まってこようかと思っております。

そして、接種につきましては、コールセンターのほうへ予約していただきまして。

失礼いたしました。接種券が届きましたら、今のところ接種券をお届けしましたという形で広報とか、そういったところでのお知らせになることを想定しておりました。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

それでは、本人がちゃんと先日も来ました最初の御案内のようにちゃんと気をつけて家族共々見なさいというふうな理解でよろしい。

もちろん、これ後で質問しますが、これは任意なので、町から受けなさいというような勧奨的なことをあまりしないというふうな建前だろうと思います。

次の質問ですけれども、昨日の中で町の場合は集団接種を基軸にして個別接種を補完的に行うということでしたけれども。集団接種の場合、昨日の答弁では医師、看護師常駐と受け止めたんですけれども、医師が少ない地域でありますので、必ず接種する時間帯医師は常駐しているのかということの改めての確認と、それから医師と相談中だから個別接種をどうするか、医院についてもおおむね形はできているんだろうと思いますが、まだ確定的ではないというような感じでしたけれども。これ、集団接種が終わって個別接種をしてくださいというのか、ワクチンの関係で少し集団接種の期限が延びた場合、並行する、集団接種も行ってるけども個別接種も行っているという形になるのか。医師が集団接種に常駐するのかということと、平行にやるようなことも集団接種の期間延長なんかであり得るのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

集団接種に従事していただきます医療従事者のほうは、時間内は常駐と考えております。おおむね医療機関の先生方の御協力で確保できる見込みですが、どうしてもできないところは県の医師会のほうがチームの派遣をというのも考えてくださっているのです、そのあたりの派遣をお願いしていきたいとは思っております。

それから、個別接種についてですが、町内の場合でいきますと、集団接種をまず済ませて、その後個別接種へというような形に医療機関等のほうの話合いではそういう話になっておりますが。もう一方で、居住地以外で接種できる体制につきましては、県で全県統一の接種体制、予約システムを準備しておりますので、そのあたりにつきましてはまだまだ今後詰めての話になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

おおむねイメージが分かりました。先日も新聞で岡山県が初めて打ち出したというか、居住地以外で接種する、全国もこのモデルを倣うのではないかというような報道もされておりますけども。居住地にある医療機関とは別の市町村で受けれるということも想定しながら、そういうこともあり得るといふような接種体制の理解でよろしいでしょうか。分かりました。

それから、副作用への対応ですけども、今もいろいろメーカー、アストラゼネカのほうは血栓だとか、いろいろなまた報道もされておりますけども、アナフィラキシーが十数名出たけども、精密検査をしたらそれほどではなかったということですけども。昨日そのことについての答弁ありましたので、これは人によって免疫機能とかいろいろ違いますので、先ほどの医師の常駐も含めて、ワクチンを打ったから何か異常が出たというようなことのないように万全の体制を取っていただきたいということで、副作用の対応については昨日の答弁で結構でございます。

それから、これも改めて確認ですけども、接種の任意性、接種は個人の判断で、それぞれの体調もございませし、これは改めて確認ですけども、行政からはクーポン券を送る時点とか、様々な時点でできたら受けてくださいというようなことはやらないと思うんですが、その点確認をお願いをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

今回のコロナワクチンの接種につきましてですが、あくまでも任意でございます。御本人の同意が必要で強制されるものではありませんので、職場や周囲の方々などに接種を強制したり強引に勧めたりすることがないように、周知を行っていきたいと思っております。

接種券は対象者全員に送付をいたしますが、接種を勧奨するものではなく、接種について、ワクチンについて御理解をしていただいた上で、御本人の意思により接種していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

接種の任意性は保障されるということでしたけども、ワクチン接種の前の感染の段階で岡山県内でも感染した方に対する中傷、誹謗などもあったやに聞いております。あんだ、ワクチン接種してなかろうがなというような接種の任意性を尊重していくように行政はもちろんですけども、できるだけ町民にもそのような周知方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ワクチン接種についてはもちろん無料でございますけども、集団接種の場合は町が用意するわけですが、それにかかるもろもろの費用、様々な会場準備とかというような費用について、これは町の持ち出しはあるんでしょうか、それとも全額全部精算して国庫補助というのが受けられるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

ワクチンの接種経費につきましては、全額国庫負担となる予定です。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

了解をいたしました。町民への周知時期については、この質問をちょうど通告した前後に65歳以上の人には来ておりますけども、65歳以下の方等々、先ほどの接種順位を聞きましたけども、この人方や、もちろん65歳以上の人がいる人は、この人もこの案内を見てるかも分かりませんが、その方々への、まだ時期は未定ですけども、時期が決まった段階で、これはどのように周知をしていくんでしょうか。そこをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

3月8日に65歳以上の方につきましてはアンケートという形でお知らせをさせていただきました。皆様にはワクチン接種がぼつぼつ始まるという意識づけの下にさせていただき、今65歳以上の方が始まりますということで、まず第1段として今回の3月20日に皆様のお手元に届きます4月号の広報紙の中に少し入れさせていただきますして、その後、引き続きタイミングを計りながら時期が変わった時点で広報などでお知らせをしたり、ホームページなどでお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

はい、分かりました。65歳以上の人は重篤化するということで、様々なマスコミでも特に高齢者の方は関心が高いんですけども。65歳以下の人で受けた人もたくさんいらっしゃると思うので、このあたりの広報についても、できるだけ日程が、接種体制が決まり次第、早めに周知をいただきたいと、このように思います。

ワクチン接種については、そのようなことで万全の体制を持って進めていただければと思いますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

続いて、小学校等の適正配置でございますが、これはくしくもだと思えます。くしくも、1年前の3月17日に答申書が町長に提出されました。私もその検討に関わった者として今回、質問させていただきますけども。町長、所信表明でも触れられましたし、先ほども同僚議員も質問がありました。私が今思っているのは、答申書以後、このたび、今年1月に魅力ある学校園を考える会というのが設置され、現在意見が交わされている途中だと思えます。

これは言うまでもありませんけども、小学校あるいは幼稚園、保育園は子供の育ちと学び、初等教育の重要な場であり、また同時に地域の芯となるようなことでございます。これも町長の答弁をお聞きして、十分そのことをお考えになってると、このように思います。よりよい方向が出されるということを期待して、以下お尋ねいたしますけども。

その前に、町長、先ほどの同僚議員との質疑の中で、答申書を丁寧に読んでくださっているというふうに認識しましたので、大変感謝を申し上げます。

後、いろいろ述べさせていただきますが、私が今一番思っているのは、各小学校区での

説明、昨年、答申書が3月に出て7月に下竹、吉川で説明会が行われた以降、全然進んでいないわけですが。先ほども言いましたように、これは初等教育の大事な場であり、子供たちの教育環境というのが大事でありますけども、同時に地域のことも考えていかなければいけないということも思っておりますし、答申書もそのことには触れております。

それで、他の学区での地域の合意形成とか、理解を求めるとかというようなことについて、説明会を私は開くべきだと、このように思っておりますけども、このあたりは今答申書を出して、それは今度は執行機関のほうでそれを指針としながらいろいろまた協議を重ねていくと、適切な処置がなされるというふうに思っておりますけども、説明会についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員お尋ねの各小学校区への説明等につきましてですが。議員御承知のとおり、現在、地域の代表者や保護者等で組織をしました魅力ある学校園を考える会を設置いたしまして、特色のある学校や園について協議を進めていただいているところでございます。この会では、答申書に沿った吉備中央町の特性を踏まえた魅力ある学校づくりの方向性を協議検討し、おおむね今年の夏をめどに方針案について取りまとめをしていただきたいという思いでございます。

住民の方々への説明会につきましては、その方針案がまとまり次第、各小学校区で開催をしまして、住民の方々に御理解を賜りたいと思っております。また、その間は魅力ある学校園を考える会の状況等につきましては、きびケーブルテレビであるとか、山陽新聞であるとか、そういうメディアにオープンにして、その状況が少しでも皆様方に分かるようにさせていただいております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

今の夏頃に魅力ある学校園を考える会で方針案ということでしたけども、今議論を進めている、これは座長の取りまとめも報告で読ませていただきましたし、先ほどの町長がまず数にこだわったということではなくてというのは、私は大変ありがたいことだと思って

いるんですけども。にもかかわらず、夏頃までにとということと、それから方向性というのは答申案はもちろん不磨の大典ではありませんが、方向性、指針というふうに私は思っておりますけども。これ、がちがちにこういうことをするというふうに決めて、各学校区にお知らせというような位置づけで行うのか、それとも方針や一定の方向性は出すけども、地域の意見も踏まえて最終決断をするというような意味で地域の意見も取り入れられるヒアリングというような形での校区説明、今のような夏頃に一定の方針案を得てということですけども、そこから校区説明をするというのは、繰り返しになりますけども、説明会でこうで決まっていたということなのか、さらにヒアリングをして進めるということなのか、スタンスについてはどちらなのでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

夏頃までと言いましたけど、これは答申によっておおむね令和7年とかということがございますので、それを逆算したらそのようなことにならざるを得ないんです。ただ、いいかげんにまとまらないのに、期限がこうだから、それでそれに間に合わすものをつくってほしいとは思ってません。それが多少延びても、将来これはよかったなという形のものが出来上がるほうがよっぽど私はいいと思ってます。

また、私は答申であれを読む限り、本当に練って、時間をかけて、吉備中央町の今後のことを考えられた答申だと私は思ってます。その答申をはなからもうないものとなるようなことは考えてません。大筋その答申を尊重し、形が出来上がるだろうと思っておりますので、この魅力ある学校園を考える会におきましても、それを踏まえ、それにより一層吉備中央町のあるべき姿の学校を導き出し、またそれをするによって、場所、3校以内の、3校であるか2校になるか1校になるか分かりませんが、その辺も必然的に見いだしていただけるものと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

校区説明がどういうスタンスかということが明確にはなかったんですけども、決めつけてはやらないというふうに理解をいたしました。

先ほど答申書にも触れられましたけども、答申書を尊重するというのは、我々取りまとめをした者にとってはありがたいことなんですけど、これは繰り返しますが、これが絶対正しいというふうには思っておりません。なぜかという、13人委員がおりましたけども、教育の専門家でもありませんし、専門的な論文を書いた人も一人もおりません。いろいろ真剣には検討いたしましたけど。

その中で、これは答申書で3校以内とかいろんな人からいろんな意見を私もいただきますけども、少し補足を今回は指摘という意味でしておきたいと思います。先日、広報に「魅力ある学校園を考える会の発足について」という記事が載りました。ここに答申内容について書かれているんです。これが正確性に欠けるということですけど。

ずっと3校以内というふうに言っておりますが、先ほど申し上げましたように、この答申書は不磨の大典ではないので、曖昧な表記もあるんですが、例えば「3校以内を目安とする」というふうに、その前提、これは10ページですけども、「3校以下に再編することが望ましい」と書いてます。なぜかという、先ほど申し上げましたように、我々が、これは学校統合、どこの町村でもそうですけども、教育ですごい権威を持った人が来ても、いろんな事情でそんなこと簡単に最適な解、答えが出るわけではない問題だというふうに認識しておりまして、そういう意味では、「統合する」と書いてありますが、その3、「令和5年から7年度に順次3校以下に再編統合する」と書いてますけども、その前提として「望ましい」あるいは「時期と校数の目安を示す」、この点についても十分読み込んでいただきたいというふうに思いますし。

それから、この中で、この中というのは広報の中で、「小学校は複式学級を解消し、令和7年度を目標に3校以下に段階的に再編統合する」というふうに書いて、この項は書いてあるんですが、そのもう一行上には、「令和3から4年度に7校に再編統合する」と。このことはなぜ抜けてるのか分かりませんが、答申書はそう書いております。もちろん、先ほど、繰り返し申し上げますが、答申書が絶対のものではない。けども、なぜそういうふうな不正確なといいますか、欠けている部分があるのかということは、気になります。

これは質問通告しておりませんので、指摘にとどめますが、いずれにしても、答申書の最後に書いておりますように、再編統合に当たっては保護者、地域の合意形成、校舎の様々な面を総合的に検討してほしいということの一環で、今回校区説明も単にもう決まったからこうですというようなことではなくて、意見を聴取していただきたいということを

申し上げますし。

また、今年1月に設置された魅力ある学校園を考える会では、繰り返しますが、校数ということを前提的にこだわらずに、魅力ある教育をするということを座長も取りまとめるし、町長も繰り返し表明されておりますので、このことに大いに教育環境をつくる上で期待しております。

というふうに、特にこのことを私が申し上げたいのは、実は3校以下に再編統合するというのを、あるいは望ましいと書いてあるのは、出生数をその前提でいろいろ検討した結果、様々な御意見はありますけど、ゼロ・100ではないけれども、複式学級というのは望ましくないということは十分我々の中では検討しました。その上で、出生数をベースにこれは単純にしております。

今日はこの議論の場ではないのでそれ以上申し上げませんが、この検討委員会で、私、関わる者として教育理念ということを議論をしようというふうに考えておったんですけど、これができておりません。これは様々な事情がありますので、また議事録を読んでいただければ分かります。

新しい魅力ある学校園を考える会というのが、まさにこのことをやろうと一つは、魅力ある。これは、私はこの方向性を期待しておりますので、子供たちにとってすばらしい教育環境になるようないい方向性が出ることを期待しておりますので、ひとつ担当部署、それから町長のほうも、もちろん真剣な議論をされていると思いますので、本当にいい学園、学校、再編統合ができるようお願いをしておきたいと、このように思います。

それでは、最後の産廃処分場についての質問に移らせていただきます。

これは、昨年の議会で同僚議員から竹部地区に産廃処分場か材料置場かというような計画がされているのではないかというような質問がありました。その後、上竹地区でも計画が動いているというふうに聞いております。議会は、これはもう御承知のように平成20年6月の議会で産廃処理施設の建設、これは民間の産廃処理施設の建設には絶対反対という決議を議会はしております。そういうことも踏まえつつ、またうわさの段階でよく分からないところもありますので、まず竹部地区の計画というのはどのような内容で進んでいるのか、また上竹地区にその計画があるとすれば、どのような内容なのか、そのあたりの町がつかんでいるところを教えてくださいたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

それでは、5番、山崎誠議員の質問にお答えします。

まず、竹部地区の件でございますが、岡山県から町に対して今のところ意見照会などない状況でございます。届出の要らない一時保管場所も考えられますが、現場においても進捗していないものと認識しております。

現地は県において違法行為がないようパトロール等を行っております。町におきましても注視していきたいと思っております。

次に、上竹地区でございますが、事業者から岡山県に事前協議がされ、その事業概要につきまして町に対して意見照会がございました。事業概要を関係部署で確認し、生活環境保安上の見地及び関係法令等に基づき回答いたしております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

竹部地区については、正式なそういう県からの問合せもないということでもございましたけれども、昨年と同僚議員の質問で材料置場ではないかというようなことで、土地造成みたいなこともやっているようでございますが。その後で開発審議会のことも聞きますけれども、そのような状況なのですけれども、公式には今のところないというような回答でした。

それから、上竹地区については、そういうふうな、これは改めて言うまでもありませんが、産廃処分場であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法というのと、それから技術的基準によって政令市、中核市以外は県が許認可権を持っておりますので、そこから先ほどの回答のように当該市町村に意見照会があるということでもございました。

意見照会があったということですが、これはいつ頃あって、いつ回答されたのか、それから先ほども申し上げましたように議会は反対決議をしておりますが、この内容について、例えば議員全員協議会等々で開示することは可能でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

意見照会でございますが、令和2年10月22日付で意見照会がございました。町からの回答のほうは、令和2年11月11日付で行っております。

それと、事業内容であります。今後の意見や県の指導などにより詳細が決まってくるものと思われま。提示できる状況になりましたら、許可権限があります県より告示等により提示されるものと思われま。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これは特に最初の段階では生活環境等々の保全に関することについて意見照会があったんだろうと思いきども、先ほど質問しました答えがありませんけども、それは議会のほうに開示することは可能でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

意見照会の内容でございますが、詳細につきましては控えさせていただきますが、周辺施設への使用者に対する配慮や道路の通行や維持管理等についての配慮事項について回答しております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

繰り返し質問しますが、それは文書で回答したと思われるので、それは議会に対して開示は可能でしょうかとお尋ねしております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

失礼しました。資料につきましては、議会等へ出せると思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

じゃあ、よろしく願いいたします。

それから、竹部のほうですけども、これ、町には私が執行部の方に繰り返し説明するまでもなく、開発審議会というのがございまして、開発審議会の条例とその施行規則というのがあります。その中では、土地の造成については1,000平米以上、建物は300平米以上のものについては届出協議を行うとなっております。竹部については、聞くところによると、2,000平米強だと聞いておりますが、このことについて開発審議会では何か協議はされているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

竹部の件につきましては、事業者のほうから開発に伴う届出書あるいは事前協議書等が何も出ておりません。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

出ておりませんということでしたけども、これは今パトロールしているということで、面積等々について、私は2,000平米以上というふうに聞いているんですけども、そうであれば開発行為を無断でやっているということなんのでしょうか。それはどのような法的な仕組みで造成が可能なのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

事業者のほうには、もし開発するのであればどのようなことをするのかというのを願

いをしておりますけど、その後計画書等のほうは出ていない状況です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

はい、分かりました。引き続きそれは竹部地区についてはパトロール、注視をしていく、業者からそういうことがあれば、当然審議会にもかかるというふうに理解をさせていただきます。

それから、開発審議会ですけれども、条例等々を読み込みますと、施行規則では、上限規定がないです。1,000平米以上、300、どれでもできるかというふうなことということで思っていたんですが、例えばほかの法令等々の関係で1万平米以上とかになれば県へ直に行って、それから意見照会なりを申請するというような方式だと聞きましたけども、開発審議会に1万平米、法律で規制のあるものについて協議はできない、審議できないとしても、そういう情報提供を開発審議会でするということはお考えはないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

町におきまして開発事業の案件につきましては、近年では軽微な案件のみとしております。そういう観点から、1万平米であったりする他の上位法につきましては、審議のほうはしていません。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

審議していないのは分かりましたが、質問したのは、今後、今上限規定がないので、それについて、例えば審議会に情報提供、町内の土地が変わるわけですから、造成等々で、そういうことの審議会への情報提供等々についてお考えはないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

そういう案件につきまして、町内というか地域に与える影響であるとかが大きいものについて、必要であればそういうふうな形で審議をしていくと思いますけど、今現在そういう考えでございます。

○5番（山崎 誠君）

これはまた後で、今日じゃなくて、今のお答えはお答えとしてお聞きをいたしました。

最後に、最後の産廃場の町の見解についてということでございますが、先ほど住民課長の答弁のように、町への照会を開示してくださるということなので、そのことで十分でございますので、この質問についてはもうしなくてもいいと、このように思っております。

それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（難波武志君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほど議長の指名を受けましたので、質問させていただきます。1番、成田賢一です。

私は、今回、3つの事柄について質問いたします。1つ目、吉備中央町の事務所の位置について、2つ目、協働のまちづくりについて、3つ目、インターネット環境の改善についてです。町民、執行部、議員、みんなでよりよい町にしたい、その一心で質問をさせていただきます。

私は、吉備中央町誕生1年後の平成17年にこの町に移住してきました。ですから、賀陽町のこと、加茂川町のごことは今住んでいる皆様にお聞きして勉強するしかないと思い、過去20年分の広報紙を読み込んでいます。そして、その中で興味を持ったこと、疑問に

なったこと、そういったことを当時関わった方々の下を尋ね、お話をお伺いしている、そんな毎日です。

その中で平成13年、14年頃から広報紙でよく出てくる話題、それが両町の合併です。合併当時に関わった執行部、そして元議員の方々の下を訪ね、当時の状況、政治的決断に至る経緯を聞いて回っています。

その中で、私は新町建設計画、そして合併協定書の存在を教えてくださいました。それらを読み進めていく中、吉備中央町の本庁事務所のことが記載されていました。そこには、吉備高原都市の計画区域内に置きますと記されています。合併後の吉備中央町議会においても、平成16年12月議会、平成19年3月議会、平成29年3月議会と長期にわたり質問されているのがこの議題です。

一方で、町は本庁の事務所の設置等に関する公式な会議、協議会を一度も設けたことはない、これは総務課に確認いたしました。合併まで何度も協議会を通じていろんなことを考えていった、そして合併協定書、実に35人の方、岡山県知事、そして両町の町長をはじめとした町民の方々35人が署名をし、印鑑まで押している。非常に重い合併協定書です。しかし、合併後には本庁の設置について一度も公式な協議会がなされていない。そして、17年目になっています。

そこで質問いたします。合併以来17年間、本庁の設置についてなぜ町は公式な協議会などを設立してこなかったのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

1番、成田賢一議員の事務所の位置というような御質問でございますが。新町の事務所の位置につきましては、言われたとおり合併協定書にもあるように、合併から当分の間は賀陽庁舎を新町の事務所とし、吉備高原都市の整備状況並びに行政運営や社会的環境の推移を勘案して適当な時期に移行すると書かれております。

以前、過去の議会でも答弁をさせていただきましたが、現在のこの賀陽庁舎が耐震設計でもあり、見たとおりまだまだ十分に使用可能な建物であること、そして吉備中央町の財源がどういう状況か、潤沢にまだまだございません。

そのような本庁の状況を鑑みて、現在までそのような検討委員会等々は立ち上げてない

という状況でございます。しかしながら、先ほど言いました整備状況、また社会的な環境推移、また町の状況、そしてこの建物の状況等々を考えると、いずれそのような検討会を設ける必要性が出てくるとは思います。今はその時期ではないというような判断です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

そうですね。合併協定書において新町の事務所も今町長が答弁されたとおりに書かれております。私自身、現在町が進めているスーパーシティ構想、これによって吉備高原都市の整備状況が大幅に変わる可能性があるんじゃないかと、そのように考えています。特にハードの面がいろいろと出来上がってくるとか、どっか畑とかを削っていくとか、そういうことではなくて、町の全体のまちづくりの構造が変わる可能性がある、それぐらい大きいことがこのスーパーシティ構想ではないかと、私はそのように捉えています。町長はスーパーシティ構想に選ばれなくても町としてできることには挑戦していくと決意を述べておられます。これは内閣府によりスーパーシティ構想に選ばれなくても新しいまちづくりに臨むと、私はそういう決意だと受け止めています。

スーパーシティ構想、どういったものなんだろうかと、過去のこの地域における計画から読み解いていくと、例えば吉備高原都市構想、そしてその後のテクノポリス構想と並び、この地域において大きなターニングポイントになると私は感じています。テクノポリス構想、皆さん御存じでしょうか。その当時の最先端技術を駆使したまちづくりで、この吉備高原、この地域内に大学等の研究所を設けるとか、様々なことが行われる予定であったと。今のスーパーシティとほぼ似たような、その時代の最先端技術を使ったまちづくりということがテクノポリス構想でうたわれていました。過去のその当時の新聞記事でいろいろ取り寄せて読みました。私は、こういった大きいターニングポイントに今この吉備中央町は立っていると、そのように感じます。では、10年後、20年後のこの町の姿を考えてみる。人口がどんどん減少していくのか、高齢化がどんどん進んでいくのか、そういったことを見据えた上で、ターニングポイントに立っているこのタイミングで吉備高原都市への事務所の設置について議論を始めるというのは、とても自然な流れではないかというふうに受け止めています。

そこで質問いたします。来る令和3年度、スーパーシティに手を挙げているタイミングで吉備高原都市に事務所を設置することを含めた町の将来をみんなで考えていく協議

会、そして先ほども同僚の議員の質問等でもありました魅力ある学校園を考えていく会のような町の未来をみんなで考える会を設立してはどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私もスーパーシティ構想、これが前に進んで多くのまた新たな転入者等々が増えて、吉備高原都市そのものが活性化できた暁には、合併協定にあるような吉備高原都市への新庁舎というのは考えるべきだと思ってます。といいますのが、加茂川町、賀陽町、2町合併がなされた大きな要因は吉備高原都市でございます。そこを核として庁舎を持つてくるというのは、合併の項目にきっちり書かれておりますので、それは重いものだと思ってます。ただ、その情勢がいつかというのは難しい判断でございます。費用もかかります、新庁舎となれば。多額な費用がかかります。これは補助金ではございません。真水の費用でございます。そういういろいろな社会条件、財政状況、また吉備高原の整備状況等々を踏まえて、しっかりと議会とまた協議しまして、その時期も私は早めに来ていただきたいと、希望は。その時期を踏まえて、しっかり検討したいと思います。

そして、位置については、合併協定にあるように、吉備高原都市ということはどうたわれてます。それは、揺るがないものだと思ってます。ただ、その内容、言われたとおり、どういう庁舎がいいか、どういう地域との関わりを持ったものがあるかというのは、しっかり町民の方の御意見を聞くべきだろうと思っております。その時期が来ましたら、またそのような判断がなされることになったら、しっかりと町民の声を聞く機会をつくりたいと思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

町民の皆さんの声を聞ける、そういった機会を早めにつくれるように、みんなでスーパーシティを成功させていければというふうに考えています。

平成29年の議会答弁においても、町長は財政などいろんな状況を判断しながら慎重に進めていきたいと答弁されています。確かに国の補助金とかがなくて、自分たちで造らないといけないということではあると思うんですけども、皆様も家を建てるときにどうい

う順番で家を建てていくかと考えますと、まず貯金をしていって、その後銀行に借入れをして家を建てようかという順番になると思います。

少し質問させていただきます。それでしたら、毎年少額でも新事務所設置の積立金という形で、目に見える形で未来に向けてやっていくということがこの町にとって必要ではないかと。これは未来に向けての町長、そして政治的な決断の意思表示になって、町民みんながそういうことを始めるんだなということにもなると思いますので、いかがでしょう。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今、苦しい財政の中で積立金をやったりとか、それから学校統廃合云々が将来的に必ず出てきます。そちらのほうにも今年度から積立金をやっています。そうした意味で、いずれそのような新庁舎を建てることが出てきます。僅かでも新庁舎積立基金というものをするのは全くやぶさかでなく、私もそういう意思をきちっと表すことはいいだろうと思ってますので、予算の可能な限り、そのことを考えてみたいと思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

予算の可能な限り、そしてこれは全て税金ですので、無駄を省きながら必要なところに必要なお金が投じられていくように、皆さんと一緒にやっていけたらと思っております。

私が町民と行政が一緒になってこの町の未来を考える場を立ち上げてはどうかと申してするには、理由があります。例えば、スーパーシティ構想、この町内のいろんな地域で、例えばあれは吉備高原都市のことじゃろうと、私らには関係ないと、ほかにもスーパーシティなあと、そんなことよりスーパーが欲しいなど、そういう声もあります。また、学校の適正配置、小学校、そして保育園、幼稚園のことに関して言えば、学校の適正配置、何でこんなぎりぎりになって急に保護者が集まったりしないといけないのかなと、いろんな地域でいろんな声があるんです。しかし実際には、スーパーシティ構想でいえば、吉備高原都市に住んでいる方々だけでなく、サービスは吉備中央町全体、そしてその周辺地域にも広がる、そういった可能性があるにもかかわらず、誤解が広がっているんです。なぜ

誤解が広がるのか、それは町から説明がない、これは吉備高原都市以外の地域にです、また役場、町、いきなり何か出てしまって信じられないとか、行政と町民の距離が遠いんじゃないとか、いろんな声が私の耳に入ってきます。

では、このような誤解を解決するにはどうすればいいかと。それは日頃から職員と町民が顔が見える関係になっておけばいいのではないかと、私は思うんです。行政と町民が会う、話をする、情報の共有をする、何よりも夢を語り合う、そういった場があれば、スムーズな意思疎通ができるようになる。つまり、協働のまちづくりに力を入れていくべきではないかということです。

昨日、同僚議員もおっしゃっていましたように、スーパーシティーのような夢のような話とともに、足元を固めるためにも行政と町民の関係をしっかり築いていく、こういったことは欠かせません。例えば町内のある地域で2017年から夢談義という町民と行政が一緒に話をする機会を設けています。これは、集落の機能低下並びに協働活動の継続が難しくなることが予想されることから、地域コミュニケーションができる計画をし、いざというとき協力し合える組織を必要と考え、情報交換の場を設け、町幹部の方々にも出席をいただき、夢を語り合おうということで夢談義を開催することとした、これが目的です。町長をはじめ執行部の方々、参加された方々がいらっしゃると思います。この中で若い世代の方がこのように言いました。長田ふれあいセンター、いざというとき避難所になっていますが、冷暖房が設置されてません、設置してほしいと。その後、すぐに設置してくれました。豊岡いきいきプラザ、新山ほほえみセンターとともに令和元年9月22日までに設置が完了したそうです。行政と町民が一緒になって話をするとうるまの声が直接行政に届き、地域の改善がスムーズに行われる、私はこの爽やかな関係こそ重要ではないかと思うのです。

では、質問いたします。この夢談義のような夢を語り合える会を町は積極的に発信、広報し、全町で取り組めるように努めていくべきではないでしょうか。これは住民の方から声があれば行きます、そういうことではなくて、例えば町のホームページ、広報紙などで「夢談義始めませんか、1か月前から予約受付中です」、そのように書いたり、「女性の方々、農家の方々、若い世代、移住者の方々、御高齢の方々、皆さん10人以上で予約してみてください。1か月以内の予約でしたら執行部行きますよ」と、そういった形で積極的に町民にお声かけをしていただきたい、そのように思うのですが、答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岸本定住促進課長。

○定住促進課長（岸本久夫君）

1番、成田賢一議員の御質問にお答えします。

下土井地区で行われている夢談義は、旧加茂川町において平成3年度に行われました若者と町政を語るするめ談義の事業方式によるものと理解しております。当時のするめ談義は、若者の意見を行政に反映させるため、若者で組織する集落へ町長が直接出向き、するめをさかなにお酒を酌み交わしながら、その組織が抱える問題の解決やまちづくりに対する夢、提言、意見交換など、若者と町長が直接話し合う場を設ける事業で、町内の若者組織約30会場で実施したとする記録があり、組織力の強化にもつながりました。この活動が今もなお自発的に下土井地区では継続をされています。

そうした地域と行政と一緒にまちづくりや地域課題の解決策を話し合う場は、とても大切なことであります。合併後の今日におきましても、下土井地区以外の自治組織や任意団体等の集いなどへも町長が積極的に参加をしているところでございます。今後におきましても、行政主導ではなく、各種の組織においてお招きをいただき、波及効果のある御提言につきましては、全町へ積極的に広報紹介に努めさせていただきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

町のほうから積極的に広報していただけたらと思います。私がなぜ行政から積極的に町民と話をし合える関係をつくってほしいかと申し上げているには、1つ理由があります。行政が積極的に地域に飛び込み続けることで、やがて町民が自ら動くようになると、そういった歴史があるからです。この吉備中央町にあるんです。私は、一つの話聞いて、心打たれました。感動しました。そのストーリーを申し上げます。

1995年、今から26年前、1月17日、阪神・淡路大震災が発生したその日の夜、吉備中央町新山地区において女性の皆さんが集まった会議が行われていました。会議が終わりにかかった終盤、夜9時ぐらいですかね、ある女性の方が手を挙げて、こう言いました。今朝、兵庫県、関西で大きい地震があった。私たちも何かしてあげられんじやろうかなあと。その思いに応えるために、その日の夜からその地域職員が動き始めました。住民

は炊き出しの食材をそろえていく、職員は被災地へ赴くための手順、被災地に行くための調整を行いました。その結果、地震発生から2日後、兵庫県長田区の中学校において被災者の皆様に炊き出しを行っていたんです。炊き出しの内容、おにぎり、おにぎりじゃ駄目だと。温かいものいいだろうと、今、1月、寒いよと。被災者の方々に温かい物を食べさせよう、何がいいかな。お雑炊にしようとお雑炊を食べて、一人でも多くの被災者の方々に心も体も温まってもらおうと。ただただそのぬくもりを届けたかったんだと、その当時の職員の方に教えていただきました。この町内の方々が、日本史上にも残る未曾有の大災害の際、多くの被災者のために立ち上がった。しかも町民から声が上がったんです。行政はそれをサポートする、バックアップする、町民と行政がともにつくるまちづくりがここにあった、それが原点だと、このストーリーを聞き、私は涙が出るぐらい感動しました。

では、なぜその地域の方々がほかの人々のために動きたいと感じるようになったか。それは、先ほど定住促進課長が申しましたとおり、するめ談義をはじめ、町の職員が地域にどんどんどん飛び込んでいったからです。その一つが行政の出前サービスというものです。これは、日頃から町職員と町民が顔が見える関係を築いていたということです。これは、職員2人が1組となって町内会、地域内全ての住民会に配備されます。2人1組で1つの住民会の担当になり、毎月住民会長の下へ行く。そこで地域の困り事を聞いたり、町が取り組んでいる事業を説明したり、本当に顔が見える関係があったんです。

と同時に、この地域の職員は、その当時国外にボランティアに出ていました。国際貢献です。発展途上国でいえば、モンゴル、中国、シリア、バングラデシュ、そして旧ユーゴスラビア、内戦状態の国に行く。そして、先進国でいえばオーストラリアやドイツに行きました。職員の方々が外国に行く、そこで我が町を振り返ってみると、我が町こういうことがあるじゃないかと、我が町もっともっと恵まれている、こういうことがまちづくりに生かされるじゃないかと、それがまた現場で生かされる、そういったことが行われていたんです。

町が、そして職員が様々な形で地域に飛び込んだり、いろんな人のために貢献をしていくと、それを見ている町民はどう思うか。私たちもこの町のために、そしてほかの人のために動きたい、そういうふうになるんです。これは、その当時に被災者に支援をした、そしてその当時一緒に被災地に行った方が、職員の方が、町の動きがあったら町民の方々もそういうふうな思いがあっただけじゃないかなと、原因の一つじゃないかなと教えて

くださいました。

これはもう26年前の話です。しかし、私は現代だからこそ必要だと考えています。なぜなら、今私の前に座っていらっしゃる執行部の皆さん、想像してみてください、思い出してみてください、役場に入ったときのことを。役場に入った、隣に座っていた人、上司、どうでしょう、役場にいた方々ほとんどが町内に住んでいらっしゃるんじゃないでしょうか。今現在、町職員のうち、町外出身者あるいは町外から通勤している方々の割合が、当時と比べると増加しています。もちろん、町外に住むことで客観的に吉備中央町を見て、また改善できる点が見つけれられるということもいい点ではあると思いますが、一方で地域との関係性が薄れてしまっているということも事実ではないでしょうか。20代の職員の69%、30代の職員の59%が町外出身者もしくは町外から通勤している現状があります。

これから働き盛りを迎える、この町の行政を支える若い世代が私は地域に飛び込んでいただきたい、そのように思うんです。そうすると、町民と顔見知りになる、地域のことが知れる、現場で本当に肌で感じるができるんです。この経験が今すぐには生きないと思います。しかし、これを積み重ねていくと、5年後、10年後、20年後に本当に宝物になる、この町の行政を担う若い世代がやがてポストに就く頃に、あの頃行ってよかったなと振り返ってみると思うようになるんじゃないか、私はそう思うんです。

私自身が倉敷市出身で、8年前から移動販売を通じて吉備中央町の隅から隅まで行きますので、それを本当に感じるんです。地域のこと、町民のこと、いろんなことを感じます。例えば山の一番奥のてっぺんに住んでいるおばあさん、もしおばあさんに何かあったときに救急車来れるのかなあ、そういったことから学べるんです。職員が地域に飛び込むと、町民が変わってきます。町民も地域のために、我が町のために何かしたいと思うようになってくるんです。

先日、子育て世代のあるお母さんが、私にこう言ってくれました。成田さん、今学校の適正配置のことで役場が一生懸命考えてくれてますよねと。私なりに考えてみたんです。そしたら、私も町のために何かしたいなと思うようになりました。例えば定住促進課と一緒に移住希望者の方に地域の学校のこと、保育園のこと、幼稚園のことを伝えたい。だって、移住される方、移住する前からその地域にママ友がいれば、安心されるんじゃないでしょうかと。私、非常にうれしかったんです。こういった思いを持つ町民の方々が1人、また1人と増えていって、町の主役である町民自らが町のことを考えて、まちづくりに関

わっていく、行政はそれをサポートする、そうなったとき、町民は町を、町は町民をお互いに思いやる、この関係ができたときに初めてこの町はよりよい町になってくるんだと思います。

昨日の答弁において、執行部のほうから頻繁に出てきていました言葉、地域力を上げてほしい、住民の皆さん、お互いに支え合ってほしいと、そして住民に地域力を磨いてほしいと、そういった声が上がっていました。私は、それを求めるのであれば、職員も現場に自らが飛び込む、そういった思いも必要じゃないかと思うんです。

町長がおっしゃいました、昨日。公務員は町民に寄り添うと、そしてスーパーシティという世界的な事業に取り組もうとしている。名誉顧問の隈研吾先生が吉備高原都市の事業、スーパーシティ構想を通じて世界的なプロジェクトにしていこうと、名誉顧問の隈先生がおっしゃっているんです。職員、そして行政もその姿勢のギアを1段階上げる段階に来ているのではないかと、私は思います。

では、質問いたします。役場に相談が寄せられる受け身の姿勢ではなくて、職員自らが地域に飛び込む、こういった行政の出前サービスを始めてはどうでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岸本定住促進課長。

○定住促進課長（岸本久夫君）

成田議員の御質問にお答えします。

行政の出前サービスも旧加茂川町で平成5年度から数年間実施され、職員2人が当時の住民会長宅を月1回程度訪問し、町からのお知らせを伝えながら、地域での課題や問題、行政相談など聞き取りを行い、後日関係部署の意見書をつけて回答文を返すといった事業を実施しておりましたが、二、三年後には住民会長のほうから職員が超勤や休日返上してまでやらなくてもよいのではとの声もあり、一定の成果を得た後に廃止となった経緯がございます。当時では、確かに住民会長と職員が顔見知りになり、町からの告知内容の理解も進み協力が得られるなど、情報共有や伝達の面では一定のメリットを得ておりました。

告知手段がオフトークと広報紙しかなかった当時に比べ、社会情勢も随分変化した現代社会におきましては、自治会の組織統合による範囲の広さや高齢化も伴う中で、自治会長が地域からの情報収集や町からの情報伝達などの負担増に加え、インターネットやケーブ

ルテレビの普及にも伴いまして、情報の受発信で見るとその手段もかなり多様化したことも事実でございます。

また、自治会長自身への負担もかかることや職員も働き方改革に伴う長時間労働の見直しに逆行するとの問題も出てまいります。

こうしたことから、職員はなるべく地域活動へ積極的に参加することで地域と対話する交流機会を増やすなど努めるよう促しているところでございまして、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

その当時、加茂川町で行われたこと、これ広報紙と関わっている方々に教えていただきながら私も学びました。実際にその当時の加茂川町はどういう結果が出ていたかという、全国の自治体の過疎防止率というものが全国で11位だったと、数字に見える形で行われていた。そして、人口抑制も町が想定している数字よりも抑制されて、かなり成果が出ていたということは、当時の広報紙でも読みました。

私が、職員と住民がよりよく会うべきだと申し上げている理由が、今80代、70代の執行部をされてた方々にもよく言われるんです。町がもっと動くべきじゃないかというふうに言われます。昔なら地域で寄り合いがあったり、大掃除があったり、道づくりがあったりすると、必ず職員の方が何人かいて、そのときに意見交換できてたということがあるんですけれども、それが今現在になってくるとだんだんと職員の方々が減ってきて、なかなかそれが難しいということも教えていただいたので、職員の方が外に出ていくということを本当に積極的にしていただきたいなと思います。なぜなら、人は人と会って話がしたいんですね。

先日、役場内のある職員の方と私お話しした際に、私は教えていただきたいと思って執行部に行くんですけども、その職員の方が最後にぼつり、こう私に言ってくれたんです。成田さん、話を聞いてくれてありがとうございます、私そう言われたんです。非常にびっくりしたと同時に、何かうれしかったんです。

今、スーパーシティーとか、デジタル社会とか、AIとか、そういったカタカタの並ぶ社会が進んでいます。携帯電話が苦手で携帯電話、スマートフォンもやっとならなく使うこと、電話ができる、そういった高齢者の方々、こう言いました。時代の流れだからしょうがない

かもしれんけれども、置いてけぼりになってしまうなあ。そういった御高齢の方々に誰が寄り添うのかと。もちろん、家族、地域の方もそうです。しかし一方で、職員の方にも寄り添ってほしい。おばあさんが座っていて、畑で空を眺めていたら、その横に職員が一緒に座って、ああ、何か今日はいい天気ですねえと、あの雲見てください、ちょっと面白い、鯨みたいですよと、そういった形で2人が背中を合わせて、肩を並べて話す、そういった関係性を築いていただきたいなど、そのような思いで提案させていただきました。執行部におかれましては、積極的に職員が外に飛び込んでいく、地域に飛び込むという姿勢をつくっていただけたらと思います。

では、ここからはインターネット環境の改善について質問いたします。

公共施設へのW i - F i 整備、これは昨日同僚議員が質問しております。特に防災のとき、そして教育のときということで質問しておりました。私からは、福祉の面においてもこういった公共施設についてのW i - F i 整備が必要だということを申し上げたい。

3年前に岡山市役所で行われました生活支援者困窮のワークショップに、私半年間出席していきました。そのワークショップの中で、福祉の面で公共施設にW i - F i があつたらどういった利点があるかと教えていただいたんです。

特に支援が必要な方々、月曜日から金曜日は役場が開いてるから何とか心の支えにはなるんです。しかし、土曜日、日曜日、祝祭日になると急に不安になる。なぜなら、何かあったときに誰に行けばいいのかということがないからです。そういったときに、その方々はどこに行くかという、公共施設のW i - F i が飛んでいるところに行って情報収集をする。今日もし私に何かあったときに、誰に連絡取ればいいのかと、そういった情報収集をするんです。そういった意味においても、公共施設へのW i - F i 整備は必要だと考えます。公民館はもちろんですが、キッズパーク、図書館、そして役場、そういったところにW i - F i 環境を整備すべきだと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

今、議員さんがおっしゃられたとおり、いろんな福祉の面でもW i - F i 環境が有効であるというふうな形でおっしゃられております。現在、町が避難所としております小・中学校につきましては、避難者が安否確認や災害情報の収集などを行えるよう、W i - F i 環境を整備しています。現在は、これを学校のI C T教育にも活用しております。

しかし、今おっしゃられたとおり、公民館、キッズパーク、図書館などについては、日頃から多くの住民の方が利用している公共施設ではありますが、現在のところWi-Fi環境はございません。しかし、昨日の町長答弁の中にありましたように、公民館、図書館、その他公共施設につきましては、町民ニーズを踏まえながらWi-Fi環境整備に関して具体的な調整を施設所管課と図ってまいります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

具体的に施設を担当している方々に尋ねて行って、歩いて、Wi-Fi どうですかと言ってあげてください。私、公民館、町内9か所全て回りました、館長と会えるときには会って話をしました。Wi-Fi環境があったらどう思いますかと言うと、それはあったほうがええと、公民館自体が高齢化が進んでいって人が集まりにくい状況にある。しかし、新型コロナウイルスによってオンライン、ネットを通じて話すという機会が出てきてると。もし公民館にそういうものがあれば、また新たなことが考えられますよねとおっしゃってる方が多かったので、前向きにというか、積極的にお声かけをお願いします。

では次は、インターネットの加入、環境整備について、65歳以上のシニア世帯向けのインターネット環境等整備事業補助金の創設を提案いたします。

御高齢の世帯にインターネットというと、現実的ではないと思うと思います。実際にそういう実態もあるとは思いますが、実際には県内のいろんな地域で高齢者の方々が自らインターネットを使って地域づくりに生かそうという動きは起こっています。例えば倉敷市のある住民会は、住民会でユーチューブをつくって、その活動を動画で上げています。もし、課金がされれば、住民会の活動費になると、そういうことで昨年からは始めたそうです。また、久米南町の山手地区というサロンでは、平均年齢87歳、最高齢が102歳、そして97歳、91歳という御高齢の方々が集まって毎週火曜日にスマートフォンの使い方の勉強会をしているそうです。その中で、例えば海外在住の妹さん、そして遠くに住んでる娘さんと92歳とか御高齢の方が話しするんです。娘さんと会うとどう思うか、あんた元気かと、いつ帰ってくるんでと、そういった話をするそうです。そこで笑顔が生まれて、またスマートフォンのことを学ぶ、そういった取組が高齢者の方々の中でも行われ始めてるんで、私は、まず自宅においてもそういった活動ができるように、まず町として支援すべきじゃないかなと思います。

高齢化社会が進む、高齢化が進む町です。ですからこそ、提案いたします。65歳以上のシニア向けインターネット環境等整備事業補助金の開始をお願いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

高齢者の方もこのたびのコロナ禍において、インターネット環境への興味も増えてこられたんではないかと思っております。また、スーパーシティー構想も始まります関係もありまして、近い将来には大きく変わるであろうこの社会、暮らしの形をどのように実現していくか、町が挑戦する大規模な実証実験であります。この実証実験を進めるデータ連携基盤として、データ通信技術が生かされる環境が今求められているところです。

また、そのように今の高齢者の方々にとりましても、こういった環境に合わせて自らが主体的に動いていかれるようなここで変化が表れてきているのではないかというふうに思っております。

御提案のとおり、町民の方々の御自宅のインターネット環境、こちらを整える必要は出てまいります。しかしながら、高齢者の方々の御自宅においても既にインターネットの環境を整えておられる方もありまじょうが、多くの方々はまだインターネットに関して敬遠される方もあろうかと思えます。それは、操作技術がまた必要であるということ、それから初期費用が必要、また毎月の利用料、また続けていくためのメンテナンスも必要であるということもありますので、インターネット環境を整備する補助金については慎重に検討させていただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

慎重に進めていただいて、一日も早くできれば、オンライン診療を受けることができる方が一人でも多くなるんじゃないかと私は思いますので、提案いたしました。

最後に、7つの目の質問です。

定住促進におけるテレワーク移住者向けのインターネット環境等整備事業補助金です。条件、勤務証明書等があればテレワーク移住者向けのインターネット環境等の整備事業補

助金を創設してはどうでしょうか。テレワークで移住しようとする方は、インターネットの検索エンジンでテレワーク、移住、補助金で検索するかもしれません。そのときに吉備中央町が引っかかっていたらと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岸本定住促進課長。

○定住促進課長（岸本久夫君）

成田議員の御質問にお答えします。

令和3年度中におきまして、今後の社会活動を行うため重要な基盤となる光ファイバー網が全町に整備されます。議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響により全国的にテレワークなどが推進されたことで居住場所を選択することが可能となり、都市部から地方への移住の関心が高まっています。

そこで、岡山県などと連携し、昨年11月、12月に移住とテレワークと題して吉備高原都市を中心に豊かな自然環境や過ごしやすい住環境でテレワークできることを東京や大阪などの移住希望者へ発信したところでございます。

移住者に向けてのインターネット環境整備等補助金ということでございますが、インターネット環境整備は移住者のみならず、高齢者世帯をはじめ、本町で生活を行うための必要な基盤という点で考えていく必要もございますので、今後しっかりと研究をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。時間が来てましたので、終わらせていただきます。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩とします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。このたびの一般質問は一括にてお願いをいたします。

まず第1に、事業の補助金等についてのお尋ねでございますが、農業の安全で効率的な機械化の推進を図るため、農業者が大型特殊免許を取得する経費に対して補助金が交付されています。これは、公安のほうが発行証の改正がありまして、大型特殊免許が必要となったため、農業者がそれを取得するために町のほうから補助金が出るということは、大変ありがたいことだと思います。

しかしながら、この補助金の対象となる期限がありまして、令和2年4月1日からの対象となるため、早く取得した人の補助金が出ていないのが現状でございます。これはあらかじめ農林課のほうにもお尋ねをいたしておりますので、それは承知はいたしておりますが、ここで町長にお尋ねしますが、これはもともと農業者がよりよい農業、そして今農業の活性のため、また荒廃地を少なくするために一生懸命農業者が頑張っている、この姿の表れかと思われま。それに対して、期限は確かに行政でございますし、期限を切つてからの対象となることはよく分かりますが、目的が明らかに農業に関するものであり、それをもって農業をやっていくという一つの目的がはっきりしていますので、これを今まで4月1日以前に取られた方も対象となるような施策を取り込んでいただければというお願いをし、そして町長の御見解を聞きたいと思っております。それがまず1点です。

そして次に、教育行政についてですが、これは毎回同じことを尋ねて申し訳なく思いますが、現在の子供たち、小・中学校の子供たちは、そのときそのとき、そして一年一年いろいろな周りの情勢、今回は特に昨年からコロナ禍の中、いろいろな周りの情勢のことも考え、子供たちの心情も計り知れないものがあると思っております。その中で、子供たちが本当に安心・安全で、また健全に学校教育を受けられる、そういう場所を提供はしていると思っておりますが、中にはいろいろな問題点が出ているかと思っております。その問題点について、数の問題ではなくして、要するにたった一回の問題でも、一人の問題であっても、重要視されて、教育委員会として問題がなければいいんですけども、あるやにも聞いておりますが、これの対処の仕方についてお尋ねをいたします。

次に、職員の対応と町民サービスについて。これは、それぞれ今同僚議員から先ほども出ておりましたが、職員が町民に対するサービスについて出前の方法というのも先ほど同僚の議員の一般質問がございましたが、その中でも出向いていかななくても、庁舎におられても各担当課において窓口においても、大変よいものもあります。

というのが、一つの例を挙げてみれば、保健福祉の関係になると思いますが、例えば足が不自由で、そして体の不自由さを訴えるがために、いろんなところに出向いていくための駐車場のサービスを受けるためにホットパーキングの印というかプレートを取得するために窓口に出向いていく。そして、手続をして、必ずその手続が完了すると、交付されるものというのはよく分かってるんです。でも、その中で、昨日の同僚議員の中にもあった寄り添いという形の気持ちがあったのかどうか、それも含めて、それをすることに、病院へ行くことによってもその不自由さが軽減できるように話合いの結果、先に交付をして、これは便宜を図ったということでもなしに、その用途に応じて、それを活用しながら後に申請を行い、そしてまたそれが長く活用できる、そういう方法も取っていただいたことに対しては、町民を代表しまして感謝を申し上げます。

このことについて、そういういろいろな方面で各課の担当者がいろんな方面から町民のサービスにつながっていることは大変感心をしているところでございます。今後もそのような取組をやってもらいたいという、そういう思いがします。

しかしながら、その中でも苦言も1つあります。いろいろな町民とのいろんな接点がございまして、各担当課においていろいろな各種団体、事業、いろんなことをしてる、そういう団体との連絡が不十分であり、それによつてのトラブルというのも、内容は申し上げませんが、つい最近もあったと思います。

そういうことについて、職員のほうも横、縦の連絡がしっかりと行き届いておれば、そういうこともなかったかなという、そういう原因が明らかに見られます。それによって、そういう誤解を招いたり、不利益なことが生じております。それが一つの町民に対する不信、不安ということにもつながり得ないと思いますので、その点を十分に注意していただくこと、だからよいものと悪いものの区別をいたしましたが、できるだけよいものが多く進んでいくように町民サービスへのこれかも努力をしていただきたいということでございます。町長のほうにこのことが耳に入っているかどうか分かりませんが、町長のお気持ちを聞かせたいと思います。

それから、最後の4番目の質問なんですけど、防災についてはこれは大変重要な問題で

ございます。せんだって、3月11日、東日本大震災、2011年、平成23年ですが、3月11日14時46分に発生した大きな災害がございました。死者と行方不明者を合わせまして1万8,425人、そして災害に関する関連死を含むと2万2,200人という大勢の貴い命が失われております。このことを最前から皆さん方もいろいろな報道関係で見ていると思いますが、人ごとではございません。

この中で私がよく、本の中でもいろんなことで耳にすること、天災は忘れた頃にやってくるという言葉がございます。まさにそのとおりかと思えます。天災は忘れた頃にやってくるというのは皆さん方はよく御存じで、釈迦に説法のようなお話をしますが。大正時代に、大正12年、93年前ですけれども、9月1日、関東大震災という大きなそういう災害も発生しております。その後に、物理学者でございます、言わば防災の学者でもある寺田寅彦氏が残した、それが警句であったんです。要するに、文明が進めば進むほど災害というのは大きく変化してやってくるんだということがもののほうに書いてございました。一つの参考にして、私たちも日々災害について認識を高めているところでございます。

こういうことから申し上げて、防災についていろいろな町のほうの取組もございます。町といたしましても、吉備中央町消防・防災委員会というのが平成28年3月に設置されております。しかしながら、よい一つの委員会ではございますが、昨年からコロナ禍のためにこの委員会そのものも発足はしておりますけど、活用に至っていない。これは仕方ない部分もございますが、行政側のほうとしてもこの委員に関する委嘱であるとか、それに対する連絡、それからそういうなものを怠っている。そういうことに対してもう一度きちっと見直しをしていただきたい、そういうことが今回の質問事項でございます。

そして、各地域における防災の組織、いろいろなことがございます。しかしながら、私たち、目の前に見えない、危機感のないことに対してはなかなか取り組めない状況にあると思えますが、先ほど申し上げましたように、忘れた頃にやってくるということ、それから備えあれば憂いなしという言葉もございますし、そういうことを考えますと、防災については行政のほうとしてももう少し力を入れてやっていただきたいということをまず最初の質問とさせていただきます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、11番、西山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初にお尋ねの農業者が大型特殊免許を取得する経費に対する補助金についてでございます。この補助金は、農業を、言われたとおり、安全で効率的な機械化の推進を図るため、町内で就農する農業者が自動車学校におきまして大型特殊免許または牽引自動車免許を取得する経費に対して補助金を令和2年度より交付するものでございます。

この事業は、令和2年8月定例会におきまして補正予算で議決をいただき、9月1日に要綱が公布されたところでございます。多くの補助金が規則等の制定時や、また予算の議決後から対象になります。しかしながら、この補助金につきましては必要性を考慮いたしまして、予算年度の令和2年4月1日以降に免許証を交付された方まで遡りまして交付の対象とさせていただきます。

また、9月20日の広報紙配布に合わせて制度の周知のためのチラシを各戸に配布し、免許交付後30日以内に申請、9月20日以前に交付を受けられた方は10月20日までに申請をしていただくよう案内をしたところでございます。

そういうようなことで、できる限り遡っての交付という対応をさせていただきました。ぜひ理解を賜りたいと思います。

次に、教育行政についての御質問でございます。

いまだ終息しないコロナ禍で授業や学校行事に大変影響を受けている中で現在のところ、小・中学校において大きな問題は発生していないと承知をしております。

また、皆さんには教育長不在ということで大変御心配をおかけいたしました。今議会におきまして新たな教育長の任命同意をお願いすることとなっております。4月からはより安定した教育行政がなされるものと期待をしております。

この後、学校の現状につきましてももう少し詳細に事務局長から報告をさせていただきます。

また、職員の対応につきましては、議会の一般質問でよく御指摘をいただいております。今回は、職員のいい対応、また横の連携等々ができず、御迷惑をかけた事例を聞かせていただきました。そのような悪い事例はあってはならず、改善していこうと思っております。引き続きしっかりと研修等を実施いたしまして、職員への教育体制のさらなる強化に向けて取り組んでいきたいと思っております。そして、町民サービスにつきましても、職員一人一人が町民に寄り添い、そして町民目線で物事が考えられて、おのずとその職員の能力が遺憾なく発揮できるような対応ができるように今後とも全職員に意識の啓発を図っていき

たいと考えております。

防災につきましては、議員言われるとおり、災害は忘れた頃にやってくる。ただ昨今は忘れる前にやってくるというような事態でございます。そのような意識をしっかりと持って、今後も防災に当たっていきたく強く思っております。

本町の防災に関する委員会等の組織は、現在、吉備中央町防災会議、また吉備中央町国民保護協議会、そして吉備中央町消防・防災委員会の3つの組織でございます。それぞれしっかりと協議、また検討していただいている会でございます。この委員会の構成と所掌事務につきましては、この後総務課長のほうから少し説明をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

富士本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（富士本里美君）

西山議員お尋ねの町内の学校の状況についてですが、令和2年度も残すところあと僅かとなり、各学校においては学習や生活面で今年度の振り返りを行うとともに、新しい年度に向けた準備を進めているところです。教職員は児童・生徒一人一人に応じた学習指導や生活指導を行い、子供たちは落ち着いた学習環境の中で学校生活を過ごしております。

今年度、小学校においては新学習指導要領が完全実施となり、各校において主体的、対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うとともに、英語や道徳の教科化、プログラミング教育の実施など、子供たちが学習内容を理解し、資質、能力を身につけられるよう、授業改善を進めております。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校や予定どおりに行事が実施できない状況もありましたが、夏季休業の短縮による授業時数の確保等により、本年度の学習内容も履行できている状況です。また、文部科学省が示す新しい学校の生活様式にも徐々に慣れ、マスクの着用、換気や手洗い、うがいの徹底などの感染症対策も定着してきているところであります。

2月上旬には1人1台の学習用端末の配備が完了し、各校においてタブレットを活用した学習やオンラインでの交流会を実施するなど、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現に向けた取組を推進し、今後もICT機器の利活用を通じて、より深い児童・生徒の学びを追求する学習指導の推進を図ってまいりたいと考えております。

学校教育が抱える喫緊の教育課題としては、さらなる学力向上に向けた取組の推進や長期欠席、不登校などの生徒指導上の問題、教職員の働き方改革などが上げられます。これ

らの解決に向けて教育委員会が学校や地域と連携を深め、心豊かでたくましい吉備中央町の子供の育成に向けて教育環境のさらなる充実に資する取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

先ほど町長のほうからお話がありました防災に関する委員会等の組織3つについて、それぞれの所掌事務と委員構成について説明いたします。

まず、本町防災会議について御説明いたします。主な所掌事務は、町民の財産、生命を災害から守るための対策を定める地域防災計画を作成、推進すること、水防計画を調査、審議すること、町域に係る防災に関する重要事項を審議することでございます。

次に、本町国民保護協議会について説明いたします。主な所掌事務は、町域に係る武力攻撃やテロなどから生命や身体を保護するための措置に関する重要事項を審議することでございます。

この防災会議と国民保護協議会の会長は町長とし、委員は岡山県職員、岡山県警察職員、岡山市消防局職員、消防団長、町議会議長、防災士、自衛隊員、教育長で構成されております。防災会議におきましては、この委員さん方に加え、岡山地方気象台職員が選任されております。

最後に、本町消防・防災委員会について説明いたします。主な所掌事務は、消防団員の服務、待遇等に関すること、消防施設、防災施設の改善、強化に関すること、消防・防災行政に関することについて協議検討することでございます。当委員会の会長は委員の互選により選出され、委員は町議会議員、消防関係者、自主防災組織の組織員、学識経験者で構成されております。

いずれも重要な委員会などでありますので、様々な問題が解決、また予防のために組織に御協力をお願いしてまいります。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

町長に答弁いただいたんですけど、この事業補助金について大型特殊自動車牽引車の免

許取得に対する施策、それに対して遡って令和2年4月1日から対象となる、この方法というのが悪いわけじゃないんですけど、これをまた遡ってほしいなというのが、こういう法令が変わるということが事前に分かっておった人が多分大勢おったと思います。その人たちが春の農業に、植付けですけど、そういうところに間に合わせるために早めにとった。この措置は後から町としては財政の中から補助金を交付するというようなことも、これはありがたいことなんですけど。免許の取得に対しては早い人、遅い人、いろいろなあれがあると思います。この分について必ず行政というのは期日を切って、必ず何月何日からという決まりはよく分かります。分かりますけれど、目的が明らかに農業のためということがここに示されているわけですので。今日、町長がそれをほんなら見直しますということはなかなか答弁の中にはないと思いますが、今後のことも考えて、これからこの施策に対してもう一度検討していただきたいという、そういう思いがいたします。これができる、できんというよりは、そういうことの目的が明らかになったもの、これからの施策に対しても同じことが言えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、教育行政についてですが、今、局長のほうからいろいろ説明がございました。町長の答弁の中に今は大きな問題はないがということでしたが、大きな問題はなくても結構なんです。小さい問題でも全て子供たちに関わることであれば、大小にかかわらずいろいろな問題が生じたときに早く、速やかにそれを改善していただくのがいいわけですので、教育委員会のほうとしてもいろんな問題が起きたときに、大小関係なく速やかに動いていただくのが目的ですけれども。先ほど局長が申されたように、学校、地域へ出向いてのいろいろな話というのもしましたが、なかなか地域へ出向いてということは今かつてあまりできてないと思います。私はあまりそういうことを聞いたこともないです。

学校との連絡の取り合いについても、どっちが早いのか遅いのか分かりませんが、一般から、町民のほうからとか、保護者のほうからいろいろな問題点についての苦情とか、そういうものが教育委員会のほうへ行った場合、教育委員会として学校から連絡がなければ、今のところ教育委員会でストップしているのか、教育委員会がそのことをもって学校と協議が速やかになされているかどうかということなんです。へえで、それがどういう問題であるかということに対しても、私たち大人が考える問題と子供の目線で考える問題と大きな違いがございます。子供にとってはささいなことでも、その人間を左右するような出来事かもしれませんので、そういうところに心配りをしながら子供の教育のために一生

懸命これからも教育委員会として御尽力をいただきたいということをまずはお願いをしておきます。

そして、学校側からのほうの連絡事項って、教育委員会のほうへは、こういうことがありました、どうでしたということはあまりないと思いますので、そういう面については教育行政としてしっかり目の届く教育行政であってほしいという、そういう思いがしますので。

それで、今、中でいろんな面で努力されている部分、例えば手洗いとかうがいとかマスクの関係でインフルエンザが今回は流行しておりません。これは大変に結構なことです。これは、コロナ禍の中で予防するということが全般的に広く伝わって、みんなが周知したから全員が行うことによって完成するわけであって、一部だけではこれはここまでいかなかったと思います。これは大変よかった、評価をいたします。今後もこの方法でコロナであろうが、何であろうが、感染の予防というのは、私たち、子供だけじゃなく、大人も全員がそういうことに一生懸命取り組んでいくということでございます。

そういうことから、今の言う不登校であるとか、いろいろな事情で、家庭の事情の含めて学校に来れない子供たちのさみしさを考えると、これから今後、早い解決方法というのはただ単なる行政的なマニュアルどおりでなしに、一人の人間として携わっていけるような、そういう教育行政でお願いしたいと思います。

それから、次の職員の対応、サービスについてですけれども、町長が言われましたように、確かにいい部分と悪い部分を私は申し上げましたが、悪い部分ということはないんですけれども、それも人間のやることですから、必ず落ち度もありますし、失敗もございます。それを一々取り上げるわけじゃないんですけど、寄り添いの気持ち、そして行政サービスとして町民へ対する気持ちの問題でございますから、今後一層その気持ちを高めていただけますように、町のトップとしてもそういう指導を含めてお願いをしたいと思えます。

そのことによって、町民が安心・安全でこの吉備中央町で暮らせるという一つのあれでございます。

それから、防災について、今総務課長から3つの委員会、会議の説明があって、これも承知はしておりますが、特に消防・防災委員会、これは設置してからここに書いてある掲げる事項というのが、消防団の服務であるとか、そういうことを書いてあるんですけど。それもそうなんですけど、この中の3番目の消防・防災行政に関することって、何か見え

て見えんような感じなんですけれども。これはいろんな方面で多く、広くいろいろなことがあると思います。それが広く活用できるように、せっかくそういう委員会の設置のあれがあるんですから、それを活用していただくためには、総務課としてもしっかり動いてほしいなという。そして、コロナ禍の中でこの委員会が開かれてないと思いますし、その委員会への連絡等もそのままになっていると思います。こういうことは、一つこういう行事で密になるために会合が開けないにしても、連絡とか、そういうことをしっかりとやってもらいたいということをお願いをいたしますが。

それと、災害に対してはいろいろな方面がございます。これは関連で、もしいけなかったら議長止めてください。防災に関連してというのは、いろいろな防災の委員会設置とか、それから協定とかいろいろございます。先ほど来、産廃の問題が出ましたけど、大きな災害が起きますと、必ずや大きな災害ごみというものも発生します。そういう災害ごみが発生するときに出る、各県も市町村も含めてですが、我が町にも30年じゃったかな、災害ごみの協定のあれがあったと思いますが、そういうことも含めてふだんからみんなにそういうことを周知していけるような広報もきちっとしてほしいという。全部が全部、皆知られてるかどうかわかりません。いろんな災害が起きてからばたばたするんでなしに、備えあれば憂いなしできちっと備えをしていったほうがいいのかないかなということが思われます。

そのようなことで、取り留めもないような質問でございましたが、まず補助金については町長お願いします。見直しができることであれば、これから検討の材料にさせていただき、これだけでなしにほかの方面のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育行政についても、これももうお頼みでございますが、子供たちの安心・安全、そして行き届いた教育のためによりよく御尽力のほうをお願いしたいと思ひます。

それから、職員対応、町民サービスについても同じことが言えますので、これも切にお願ひをいたします。

最後の防災についてだけ、最後すみません、町長でも総務課長でも結構ですけども、防災についての意識の高め方をこれからどのような形でやるか、気持ちというか御意見を聞かせいただければと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

御意見ありがたく頂戴いたしました。確かに防災の関係につきましては、非常に重要な問題として捉えております。これは役場だけではなく、町民皆さんの総意があつて、みんなで一人も事故のないように、身体や生命を壊すことのないようにしていかなければならないということで、今後もずっと皆さんとともにやっていきたいと思ひます。

今お話がありました消防・防災委員会につきましても、この活動をもう少しコロナ禍でありましてもしっかりと体制を取つて皆さんに活動を広く知らしめられるような、そういった活動に持っていきたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

それでは、そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この要項の中、全然訂正をするとか、そういうことではないんですけど、もしできれば、この委員会の委員について、組織をしてる8名以内での組織、次の各号に上げるものと書いてございますし、4番目にその他町長が必要と認めるものという文言がございますので、この町長が認めるというものの中に、例えば防災士であるとか、そういうようなことも含めて今後の参考にしていただければよいと思ひますので、改めてお願ひをいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第1号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○9番（日名義人君）

常任委員会の報告をいたします。

令和3年3月17日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、

日名義人。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告をします。

記。審査月日、3月12日。請願番号、第1号。件名、石井雅之からの選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願。

審査の結果、採択。意見、願意妥当と認める、これが基本的な報告です。若干補足をいたします。

法案の趣旨は、夫婦別姓を選択する権利を認める内容、これが法案の内容です。3月12日に民生教育常任委員会6名全員が参加して、全員で意思表示をいたしました。論議を重ねました。その結果、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対するこの請願に対して賛成、反対するのに賛成した意見というのは、法の内容そのものの是非よりも、むしろ既に旧姓使用など職場で生かされているのではないか、または選挙なんかでもニックネーム的な、そういうものが通用しているという中で、今この法案を法制化する必要はないのではないかということです。

それから、もう一つこういう意見もありました。国際結婚のときに戸籍の変更等に別姓だと複雑な手続を伴うケースが生まれるということで、これもマイナス面があるのではないかという指摘がありました。

それから、この請願に反対するという意味では、法制化で別姓を選択できるような権利が保障される、そのことは前向きで評価されるという、そういう意見もありました。論議の結果、請願に賛成多数で、結果として採択というふうにいたしました。

以上報告です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

ただいま請願第1号について委員長から報告がありました。委員長報告は委員会採択ということでございましたが、私はこの採択に反対する立場から論を立てて討論をしたいと思っております。

先ほど委員長報告のとおり、通称が既に社会的にも認知されているからいいのではないかというふうな議論もあった、あるいはこの請願書には家族の呼称ということを尊重しなければいろんな意味で家族の一体感が失われるのではないかということが理由として述べられております。

私は、大きく2つのことでこの採択に反対でございます。1つは、今政府挙げて男女共同参画、そして女性の社会進出というものが進展してきております。その際、もちろん通称ということもありますけれども、いざというときになると、戸籍上の姓を書かなければならないということで支障が出るということが国会議員の中でも議論されております。そういうことに鑑みて、選択的に、これは御存じ、戸籍法第16条で1つの氏にするということになっておりますけれども、これをどちらかに、この選択的夫婦別姓というのはそれを選択できる、別姓を選択できるということで選択の余地があるということで、それでいいのではないかということが一つございます。

それから、もう一つ、家族が一体感を失うのではないかというふうに請願書にもございますけれども、私はこれは制度の問題ではなくて、むしろ心の問題といいたいまいしょうか。家族というのは絆で結ばれている、そういう意味で制度あるいは政治がそこに介入するのではなくて、絆の問題として心の中でちゃんと夫婦が一体感を保つということは選択的夫婦別姓、つまり夫婦別姓であっても何ら問題はないと、このように思います。

最後に、これは本質議論ではないですけれども、日本の男女参画等々については、私の記憶では158か国を国際的に調査した、たしかそのような数だったと思っておりますが、その中で日本は121位ぐらい、男女の共同参画が遅れているということが明らかでございます。そういう意味からも、女性活躍、女性が社会へこれから出ていくためにも、社会のそういう支障を取り除くという意味で選択的な夫婦別姓ということは認められていいというふうに思っておりますので、この採択の報告には反対でございます。

以上、意見を述べさせていただきました。

○議長（難波武志君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。

今、反対意見がございましたが、この委員会でもいろんな議論が交わされました。その中で今反対意見で言われたように、選択的夫婦別姓制度の法制化ということなんですけど、反対意見者の中にも言葉の中にありましたが、絆の問題、人間性の問題であればこそ、なおさらこういう法制化にしなくても、呼称が使えるわけがございますし、各国のいろいろな順位、数字の部分ではございますが、その問題で数字の問題では私はないと思います。日本古来の名字の制度もございますし、このことを今なぜしなければならないのかなという、平等性に欠けてるとは私は思いません。なぜならば、今のこの時代でございます。呼称も使え、そしてそれぞれの自由な意見も言える時代に、国の法律によって縛りをもって人間を制圧するほうが私にとっては不愉快なこれは法案だと、そう感じるわけがございます。よって、この審査の結果のとおり、採択のほうに賛成をいたします。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

これで討論を終わります。

採決を行います。

本請願については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、報告第1号、請願審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月18日から3月21日までの4日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、3月18日から3月21日までの4日間休会することに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 1時43分 閉 議